

保護者の皆様へ

葛飾区子育て支援部  
子育て支援課入園相談係

## 利用者負担額（保育料）の決定について

平成27年9月からの利用者負担額（保育料）は、平成27年度の住民税額により決定いたします。

つきましては、**下記に該当される方は**、利用者負担額（保育料）を決定するため、いずれかの手続きをお願いいたします。

**平成27年8月5日（水）までに平成27年度住民税額が確認できない場合は、保育料の最高額（D21階層）で暫定決定いたします。**入園相談係で平成27年度住民税額の確認ができましたら、利用者負担額（保育料）を再計算して正しい利用者負担額（保育料）をお知らせいたします。

### 記

#### 【平成27年度住民税が未申告の方】

区役所本庁舎3階の税務課（321番窓口）で申告後、4階の子育て支援課入園相談係（子育て支援窓口401番）に申告した旨をお知らせください（住民税課税証明書の提出は必要ありません）。

申告手続きの詳細については、税務課へお問い合わせください。

税務課 5654-8550（直通）

#### 【平成27年1月1日に葛飾区民でなかった方】

平成27年1月1日に住民であった自治体の、平成27年度住民税課税証明書（コピー可）のご提出が必要となります。住民税課税証明書以外に、平成27年度住民税決定通知書、平成27年度納税通知書のコピーでも受け付けていたします。

課税証明書等の余白部分に、お子様のお名前、生年月日、保育園名をご明記のうえ、入園相談係にご提出ください（郵送可）。

#### 【すでに他の窓口で提出済の方】

子育て支援課 児童手当係、ひとり親家庭相談係に、すでに平成27年度の住民税課税証明書をご提出いただいている方は、ご提出いただいた課税証明書を利用することも可能です（再提出は不要です）。利用にあたっては、「個人情報目的外利用同意書」に必要事項をご記入のうえ、入園相談係にご提出ください（郵送可）。「個人情報目的外利用同意書」は、入園相談係及び各保育園にてお渡しいたします。

申告・提出期限	平成27年8月5日（水）まで（必着）
提出先	子育て支援課 入園相談係

ご不明な点は、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

【お問い合わせ先・送付先】  
〒124-8555 葛飾区立石5-13-1  
葛飾区子育て支援部子育て支援課 入園相談係  
電話 5654-8278（直通）  
5654-8279（直通）

## 個人情報目的外利用 同意書

葛飾区子育て支援部  
子育て支援課長 あて

児童氏名 \_\_\_\_\_

児童生年月日 平成 年 月 日 \_\_\_\_\_

入園施設名 \_\_\_\_\_

上記児童に関する下記目的について、子育て支援課が保有する証明書等（課税証明書など）及びその記載内容について、同課内で利用することに同意します。

【利用する個人情報】（同意する番号に○をしてください。）

- 1、入園・入所（認可保育園、認定こども園、小規模保育事業所、家庭福祉員）審査に必要な住民票、全部事項証明書、受理証明書
- 2、保育料算定に必要な課税証明書、全部事項証明書、受理証明書
- 3、私立幼稚園の補助金算定のために必要な課税証明書、全部事項証明書、受理証明書

平成 年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

※利用について同意いただいた場合でも、原本の提出が必要な事業があります。  
※利用について同意がない場合は、各事業で必要な証明書等を提出いただきます。